

住宅建築事業者様 各位

## 融資金の代理受領による請負代金の収受について

東光商事株式会社（以下、「当社」という）が提供する住宅ローンのつなぎ融資を目的とするローン契約における融資金の代理受領に関する取り扱いは、次の通りです。

### （１）融資金の受領権限の委任

借主（施主様）から当社へ「融資金の代理受領に関する委任状」をご提出いただくことにより、融資金の受領権限を借主から委任状に記載された受任者（住宅事業者様）へ委任することが出来ます。

### （２）受任者による受領権限の受任

受任者が、融資金の代理受領権限の委任を拒絶するときは、当社へその旨を申し出てください。融資金の代理受領権限の委任を拒絶する意思を示されない場合は、受任したものと看做します。

### （３）代理権に基づく融資金の受領

当社はローン契約に基づき、借主から提出された当該委任状に記載された受任者の口座に融資金を振り込みます。受任者が受領した融資金は、借主と受任者との間で締結している建築工事請負契約に基づく住宅の建築に係る請負代金及びこれに付随する費用にのみ充ちただけます。その他用途への充ちは、ご遠慮ください。

### （４）借主との間の紛議

融資金の代理受領に関し、借主と受任者の間において紛議が生じたときは、借主と受任者の費用と責任により解決していただきます。この場合、当社は借主に対する融資金の交付を留保ないし中止することができ、受任者からの一切の異議を受け付けません。

### （５）善管注意義務

受任者には、本書の主旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理していただきます。

以上

2021年12月1日

関東財務局長（13）第00018号

新潟市中央区上大川前通六番町1178番地1

東光商事株式会社